

サンプル小売株式会社

開示パッケージ / 2026 年 3 月期・日本基準（会社法・金融商品取引法／各企業会計基準）

対象様式：有価証券報告書（連結・個別）及び会社法計算書類（個別注記表）を対象とした注記ドラフト並びに開示チェックリスト。決算短信の要否も様式別要否欄に併記。会計士レビュー前提のドラフト。

本開示ドラフトは AI が生成したものであり、公認会計士等の専門家によるレビュー・承認を前提とする参考資料である。数値・会社名はサンプルであり、実在の企業・取引を表しません。

作成者

査閲者

1. 注記・開示項目

会計方針

N01 重要な会計方針 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesSignificantAccountingPoliciesForPreparationOfConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesSignificantAccountingPoliciesFinancialStatementsTextBlock (2026 年版 EDINET タクソノミ (jpcrp_cor 2025-11-01) で実在確認)

開示要求：連結の範囲・持分法適用範囲、有価証券の評価基準（市場価格のない株式等以外のもの＝時価法、売却原価は移動平均法）、棚卸資産・固定資産の評価基準及び評価方法・減価償却方法、引当金計上基準、収益及び費用の計上基準（収益認識の要点）、その他重要な会計方針を記載。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=要／短信=省略可

記載ドラフト：1.連結の範囲：連結子会社は物流子会社等○社。非連結子会社なし。2.持分法：関連会社○社に適用（重要性の乏しい会社は非適用）。3.有価証券：その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法。4.棚卸資産：商品は売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法、企業会計基準第9号）。5.固定資産：有形固定資産は定率法（一部定額法）、リース資産は所有権移転外ファイナンス・リースはリース期間定額法。6.引当金：貸倒引当金・賞与引当金等の計上基準。7.退職給付：連結は『退職給付に係る負債』として、個別は『退職給付引当金』として計上（B/S 科目名を書き分け、文書内で混在させない）。8.収益認識：顧客への支配移転時点で認識（店頭販売は店頭引渡時点、EC・通信販売は出荷・引渡等の履行義務充足時点を取引形態に応じ判断）。消化仕入は主たる責任・在庫リスク・価格決定権等を総合勘案して本人/代理人を判定し、代理人取引は純額表示。自社ポイントは契約負債に配分。

チェック観点：・有価証券の評価基準は現行文言（市場価格のない株式等以外のもの＝時価法）で記述し、旧二分法・旧定型句を用いない・退職給付の B/S 科目名を連結＝退職給付に係る負債／個別＝退職給付引当金で書き分ける・計算書類でも要（会社計算規則 101 条）。短信は省略可

前年比・整合：前年度と会計方針に変更なし（変更ありの場合は N02 に記載）。連結範囲・持分法範囲の異動有無を前年比で確認。

N02 会計方針の変更・未適用の会計基準等

【記載済】 XBRL: 6 区分それぞれに専用要素あり（連

結／個別の順に併記）。会計基準等の改正に伴う変更＝

jpcrp_cor:NotesChangesInAccountingPoliciesInAccordanceWithChangesInAccountingStandardsEtcConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／

jpcrp_cor:NotesChangesInAccountingPoliciesInAccordanceWithChangesInAccountingStandardsEtcFinancialStatementsTextBlock。正当な理由による変更＝jpcrp_cor:NotesVoluntaryChangesInAccountingPoliciesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／

jpcrp_cor:NotesVoluntaryChangesInAccountingPoliciesFinancialStatementsTextBlock。表示方法の変更＝

jpcrp_cor:NotesChangesInPresentationConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／

jpcrp_cor:NotesChangesInPresentationFinancialStatementsTextBlock。会計上の見積りの変更＝

jpcrp_cor:NotesChangesInAccountingEstimatesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／

jpcrp_cor:NotesChangesInAccountingEstimatesFinancialStatementsTextBlock。区別困難な場合＝連結:

jpcrp_cor:NotesChangesInAccountingPoliciesWhichAreDifficultToDistinguishFromChangesInAccountingEstimatesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesChangesInAccountingPoliciesWhichAreDifficultToDistinguishFromChangesInAccountingEstimatesFinancialStatementsTextBlock。修正再表示＝jpcrp_cor:NotesRestatementConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／

jpcrp_cor:NotesRestatementFinancialStatementsTextBlock。未適用の会計基準等＝

jpcrp_cor:NotesNewAccountingStandardsNotYetAppliedConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／

jpcrp_cor:NotesNewAccountingStandardsNotYetAppliedFinancialStatementsTextBlock（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：会計基準改正に伴う変更・正当な理由による変更・表示方法の変更・見積りの変更・修正再表示の 6 区分（会計方針の変更を見積りの変更と区別することが困難な場合＝財規 8 条の 3 の 6・企業会計基準第 24 号第 19～21 項を含む）（該当なしはその旨）。公表済未適用基準（新リース基準＝企業会計基準第 34 号が典型）の名称・概要・適用予定時期・影響評価を本注記に記載。

該当性：有報連結＝要／有報個別＝要（未適用の会計基準等の部分は連結財務諸表作成会社では省略可＝財規 8 条の 3 の 3 第 3 項）／計算書類＝要（会計方針の変更部分のみ）／短信＝要。未適用の会計基準等は財規 8 条の 3 の 3＝有報側の要求で、計算書類・短信の要否は会計方針の変更部分についてのみ判定。

記載ドラフト：（1）会計方針の変更：当連結会計年度において会計基準等の改正に伴う変更、正当な理由による変更、表示方法の変更、会計上の見積りの変更、修正再表示のいずれも該当なし（該当時は各要素を記載）。

（2）未適用の会計基準等：『リースに関する会計基準』（企業会計基準第 34 号）及び同適用指針。2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度の期首から原則適用（早期適用可）。借手はすべてのリースについて使用権資産及びリース負債を計上する。当社グループは店舗賃借契約が多く、適用による影響を現在評価中。適用予定時期は 2028 年 3 月期。

チェック観点：・未適用基準はリース関係注記（N15）に埋め込まず本注記に集約・実務上の見出しは『会計方針の変更等』の枝番として『未適用の会計基準等』を記載（独立目次項目にしない）・5 要素それぞれ該当なしの旨を明記

前年比・整合：前年度は未適用基準として第 34 号を同様に記載。適用予定時期・影響評価の記述の更新を確認。

見積り

N03 重要な会計上の見積り 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:SignificantAccountingEstimatesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:SignificantAccountingEstimatesFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：当年度計上額のうち会計上の見積りにより算出した重要項目を識別し、各項目の当年度計上額・見積りの内容（算出方法・主要な仮定・翌年度への影響）を記載（企業会計基準第31号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=要／短信=非該当

記載ドラフト：（1）固定資産の減損：店舗を資産グルーピング単位とし、減損の兆候判定・割引前将来キャッシュ・フロー・回収可能価額の見積りに用いた主要な仮定（将来の店舗営業利益・割引率）。当連結会計年度の減損損失計上額〇百万円（詳細はN22）。（2）棚卸資産の評価：売価還元法による原価から収益性低下による簿価切下げ額の見積り（値下・滞留・陳腐化）。（3）繰延税金資産の回収可能性（会社分類・将来課税所得の見積り）。各項目の翌年度への影響に言及。

チェック観点：・減損の見積り項目はN22（減損損失）・セグメント注記（N12）と数値整合・計算書類でも要／短信は非該当

前年比・整合：前年度と識別項目（減損・棚卸資産評価・繰延税金資産）の継続性を確認。主要な仮定の更新有無を前年比で開示。

税効果

N04 税効果会計関係 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesTaxEffectAccountingConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesTaxEffectAccountingFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：繰延税金資産・負債の発生原因別主な内訳（評価性引当額を区分表示）、第28号追加開示①評価性引当額の内訳（繰越欠損金分と将来減算一時差異分の区分）と重要な変動、②重要な繰越欠損金の繰越期限別内訳と回収可能と判断した理由、法定実効税率と負担率の差異内訳、回収可能性（会社分類）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=条件付／短信=非該当

記載ドラフト：1.繰延税金資産の発生原因別主な内訳：賞与引当金、退職給付に係る負債、減損損失、棚卸資産評価損、契約負債（自社ポイント・商品券の非行使見積り）、税務上の繰越欠損金等。評価性引当額を区分表示。2.評価性引当額の内訳：繰越欠損金に係るもの／将来減算一時差異に係るものを区分し、重要な変動内容を記載。3.繰越欠損金の繰越期限別内訳（欠損金額・評価性引当額・繰延税金資産）と回収可能と判断した理由。4.法定実効税率（〇％）と税効果適用後負担率の差異内訳（交際費等永久差異、住民税均等割、評価性引当額増減等）。

チェック観点：・一時差異項目に廃止された引当金用語（ポイント/返品調整/売上割戻引当金）を出さない。自社ポイントは契約負債で表記・個別注記表で省略できるのは非公開かつ会計監査人非設置の会社のみ（会社計算規則98条2項1号、税効果=10号は2号の省略列举に無い）。公開会社は非設置でも記載

前年比・整合：評価性引当額の前年比増減、会社分類の変更有無、繰越欠損金残高の推移を確認。

金融商品

N05 金融商品関係 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesFinancialInstrumentsConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesFinancialInstrumentsFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：金融商品の状況（方針・内容・リスク・管理体制）、時価等（BS計上額・時価・差額）とレベル別内訳、レベル3の扱い、市場価格のない株式等の取扱い、金銭債権・有価証券の償還予定額・借入金等の返済予定額。

該当性：有報連結=要／有報個別=省略可（連結財務諸表作成会社は記載不要＝財規8条の6の2第10項）／計算書類=条件付／短信=非該当

記載ドラフト：1.状況：営業債権・営業債務、店舗賃借に係る差入保証金、借入金等が中心。デリバティブ取引の利用有無はN07で判定（利用の場合は金利変動リスク管理方針を記載）。2.時価等：現金及び預金・売掛金は短期のため帳簿価額が時価に近似。投資有価証券の時価とレベル別内訳（レベル1～3）。3.レベル3：残高を置く場合は評価技法・重要な観察できないインプット・期首末残高の調整表・感応度を記載。置かない場合は『レベル3該当なし』と明記。4.市場価格のない株式等（非上場株式）は時価注記の対象外とし、その旨とBS計上額を記載。5.借入金等の返済予定額を年度別に記載。

チェック観点：・レベル3の要否を中途半端にせず『該当なし』か『詳細開示』を明記・市場価格のない株式等をレベル3に安易に混同しない・個別注記表で省略できるのは非公開かつ会計監査人非設置の会社のみ（98条2項1号、金融商品=12号）。公開会社は非設置でも記載

前年比・整合：時価レベル区分の異動、借入金残高・返済予定額の前年比を確認。

N06 有価証券関係 【要検討】 XBRL: 連結: jpcrp_cor:NotesSecuritiesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個

別: jpcrp_cor:NotesSecuritiesFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：保有目的区分別（満期保有目的・子会社/関連会社株式（個別）・その他有価証券）の取得原価・BS計上額・差額、売却したその他有価証券の売却額・売却損益、減損処理額を記載（財規8条の7）。

該当性：有報連結=要／有報個別=省略可（連結で記載の場合）／計算書類=非該当／短信=非該当

記載ドラフト：その他有価証券：株式の取得原価・連結貸借対照表計上額・差額を表形式で記載。当連結会計年度に売却したその他有価証券の売却額・売却益・売却損。減損処理を行った有価証券がある場合は減損額を記載。満期保有目的の債券の保有有無を確認。

チェック観点：・金融商品関係（N05）とは別建ての独立注記として立てる（財規8条の7）・有報個別は連結で記載する場合に単体簡素化で省略可

前年比・整合：保有銘柄の異動、評価差額の前年比、減損の有無を確認。

N07 デリバティブ取引関係 【要検討】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesDerivativesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別: jpcrp_cor:NotesDerivativesFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：ヘッジ会計非適用/適用の区分別に取引の種類・契約額・時価・評価損益、ヘッジ会計の方法・ヘッジ手段とヘッジ対象・有効性評価方法を記載（財規8条の8）。

該当性：有報連結=条件付（利用時）／有報個別=省略可（連結で記載の場合）／計算書類=非該当／短信=非該当

記載ドラフト：当社グループがデリバティブ取引（為替予約・金利スワップ等）を利用しているか未確認。利用がある場合はヘッジ会計非適用/適用の区分別に取引種類・契約額・時価・評価損益を記載。利用がない場合は当注記は非該当（N05の金融商品状況で『デリバティブ取引は利用していない』旨を記載）。

チェック観点：・N05でデリバティブ利用を事実として断定する場合は本注記を非該当のまま放置しない（相互整合）・会社実態が未確認のため条件付表現で保持

前年比・整合：前年度の利用有無を確認。

退職給付

N08 退職給付関係 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesRetirementBenefitsConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesRetirementBenefitsFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：制度概要、確定給付制度の4開示（(a)債務・年金資産の期首末残高調整表 (b)期末残高とBS計上額の調整表 (c)退職給付費用の内訳 (d)退職給付に係る調整額（OCI）と累計額の内訳）、数理計算上の仮定、年金資産内訳、確定拠出制度の要拠出額（企業会計基準第26号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=省略可（連結財務諸表作成会社は記載不要＝財規8条の13第3項）／計算書類=非該当（個別注記表に独立注記の号なし）／短信=非該当

記載ドラフト：1.制度概要：確定給付制度（退職一時金制度／企業年金）及び確定拠出制度、中小企業退職金共済等の採用状況。2.(a)退職給付債務の期首末残高調整表・年金資産の期首末残高調整表。(b)退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結BS計上額（退職給付に係る負債／資産）の調整表。(c)退職給付費用の内訳（勤務費用・利息費用・期待運用収益・数理計算上の差異の費用処理額等）。(d)退職給付に係る調整額（OCI）の内訳及び調整累計額の内訳。3.数理計算上の仮定（割引率・長期期待運用収益率等）、年金資産の主な内訳（株式・債券等の割合）。4.確定拠出制度の要拠出額。連結では数理計算上の差異・過去勤務費用は発生時にOCIで認識するため連結BSの調整表に『未認識項目』は生じない（未認識が残るのは個別・原則法のみ）。

チェック観点：・連結/個別で未認識項目の取扱いを書き分ける・従業員を相当数抱えるため専用行を維持（該当性チェックに丸めない）。制度がない場合はその旨を記載・会社計算規則の個別注記表に退職給付の独立注記の号は無い（計上基準はN01で言及）

前年比・整合：割引率等の仮定の前年比、年金資産構成の推移、退職給付費用の増減を確認。

株式報酬

N09 ストック・オプション等関係 【要検討】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesShareOptionsEtcConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesShareOptionsEtcFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：ストック・オプションの内容・規模・変動状況（付与数・行使・失効・未行使残）、公正な評価単価の見積方法、権利確定数の見積方法、当期費用計上額（企業会計基準第8号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=省略可（連結財務諸表作成会社は記載不要＝財規8条の14第2項）／計算書類=省略可／短信=非該当

記載ドラフト：当社がストック・オプション等を付与しているか未確認。付与がある場合は制度内容・付与対象・付与数・行使価格・変動状況、公正な評価単価の見積方法（ブラック・ショールズ式等）、当期費用計上額を記載。付与がない場合はその旨を記載。

チェック観点：・付与がなければその旨を記載・計算書類では省略可

前年比・整合：前年度の付与・行使・失効の有無を確認。

関連当事者

N10 関連当事者情報 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesRelatedPartiesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesRelatedPartiesFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：関連当事者区分の網羅（親会社／子会社・関連会社／役員・主要株主／役員近親者等／役員・近親者が過半数議決権を有する会社等）、取引ごとの種類・金額・条件・決定方針・期末残高、開示対象判定基準を記載（企業会計基準第11号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=省略可（連結財務諸表作成会社は記載不要＝財規8条の10第1項ただし書）／計算書類=条件付／短信=非該当

記載ドラフト：区分別に記載：(1)親会社（該当時）(2)子会社・関連会社との取引(3)役員・主要株主(4)役員近親者等(5)役員・近親者が議決権の過半数を有する会社等。開示対象取引の例示は役員からの借入・債務被保証（経営者保証）・不動産賃借等の開示対象取引とする（役員報酬・賞与・退職慰労金は開示対象外取引のため例示に用いない）。開示対象の判定基準（取引金額基準等）に言及。IPO審査論点として特別利害関係者取引の把握・解消状況、役員の個人保証・担保提供の有無と解消方針にも言及。

チェック観点：・区分に『役員近親者等』の行を必ず立てる・役員報酬等の開示対象外取引を関連当事者取引の記載例に用いない・個別注記表で省略できるのは非公開かつ会計監査人非設置の会社のみ（98条2項1号）。公開会社は非設置でも記載

前年比・整合：取引の継続性、解消済取引の有無を前年比で確認。

1株当たり

N11 1株当たり情報 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesPerShareInformationConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesPerShareInformationFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益（潜在株式がある場合は潜在株式調整後）、算定上の基礎（純利益・期中平均株式数・潜在株式の内容）。潜在株式非存在と希薄化効果なしを書き分ける（企業会計基準第2号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=省略可（連結財務諸表作成会社は記載不要＝財規95条の5の2第3項・95条の5の3第4項）／計算書類=条件付／短信=要

記載ドラフト：1株当たり純資産額〇円、1株当たり当期純利益〇円。潜在株式について、（イ）潜在株式が存在しない場合は『潜在株式が存在しないため潜在株式調整後1株当たり当期純利益は記載していない』、（ロ）潜在株式は存在するが希薄化効果を有しない場合は『希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載していない』と、文言を書き分ける。算定基礎（親会社株主に帰属する当期純利益、普通株式の期中平均株式数）を記載。

チェック観点：・潜在株式非存在と希薄化効果なしを『=』で同一視せず書き分ける・会社計算規則113条の1株当たり情報は①純資産額②当期純利益③株式併合/分割時の遡及計算の3項目のみ（潜在株式調整後は有報側の要求）・連結注記表では省略不可

前年比・整合：株式数の期中平均・純資産額の前年比、株式分割・併合の遡及有無を確認。

セグメント

N12 セグメント情報 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesSegmentInformationEtcConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesSegmentInformationEtcFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：報告セグメントの概要（決定方法・区分）、セグメントごとの売上高・利益/損失・資産・測定方法、関連情報（製品/サービス別・地域別・主要顧客別）、報告セグメント別の減損損失・のれん償却額と未償却残高（企業会計基準第17号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=条件付（単体開示会社）／計算書類=非該当／短信=要

記載ドラフト：報告セグメントは事業（店舗小売事業・EC事業等）を基礎に決定。セグメントごとの売上高・セグメント利益・資産・その他の項目と測定方法。関連情報として商品カテゴリー別・地域別・主要顧客別を記載。報告セグメント別の固定資産の減損損失（N22と整合）、のれんがある場合は償却額・未償却残高を記載。

チェック観点：・連結子会社ありのため必須で専用行に立てる・減損損失関連情報をN22・N03と数値整合させる・連結で開示する場合は個別の記載は省略可

前年比・整合：報告セグメント区分の変更有無、セグメント利益の前年比を確認。

収益認識

N13 収益認識関係（基礎情報・分解・契約残高・残存履行義務） 【記載済】 XBRL: 連

結: jpcrp_cor:NotesRevenueRecognitionConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesRevenueRecognitionFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：収益を理解するための基礎情報（履行義務の内容・充足時点・取引価格の算定）、分解情報、契約残高フルセット（第80-20項系）、残存履行義務に配分した取引価格（第80-21項、便法=第80-22項・第80-24項）を記載（企業会計基準第29号／適用指針第30号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=条件付／短信=非該当

記載ドラフト：1.基礎情報：店頭販売は店頭引渡時点、EC・通信販売は出荷・引渡等の履行義務充足時点で収益認識。消化仕入は本人/代理人判定により代理人取引は純額表示。自社ポイントは重要な権利として独立販売価格に基づき契約負債に配分し、使用・失効（breakage）時に収益認識。2.分解情報：商品カテゴリー別・販売

チャンネル別（店舗／EC）・地域別に分解（セグメントとの関連を明示）。3.契約残高：顧客との契約から生じた債権、契約資産・契約負債（自社ポイント・商品券）の期首末残高、当期に契約負債の期首残高から認識した収益、残高に重要な変動がある場合の内容、過去の期間に充足した履行義務から当期に認識した収益。4.残存履行義務に配分した取引価格（第 80-21 項）。当初に予想される期間が 1 年以内の契約等には実務上の便法（第 80-22 項）を適用しその旨を記載（適用時の追加開示＝第 80-24 項）。

チェック観点：・『契約負債残高を記載』止まりにせず分解情報／契約資産・契約負債／残存履行義務をフルセットで記載・残存履行義務の便法出典は第 29 号本体（『適用指針 80-21 項』とは引用しない）・個別注記表は会社計算規則 115 条の 2 のスコープ限定（第 29 号適用会社＝会計監査人設置会社は記載）

前年比・整合：契約負債（ポイント・商品券）残高の前年比、認識収益の推移を確認。

N14 収益認識（自社ポイント・商品券等の契約負債）

【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesRevenueRecognitionConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesRevenueRecognitionFinancialStatementsTextBlock（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：自社ポイント・商品券＝契約負債として計上（廃止されたポイント引当金の語を用いない）。返品権付販売は返金負債・返品資産、売上割戻は変動対価（返金負債）で記述（企業会計基準第 29 号／適用指針第 30 号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=省略可／短信=非該当

記載ドラフト：1.自社ポイント：付与時に重要な権利として独立販売価格に基づき取引価格を配分し契約負債を計上、使用・失効時に収益化。共通ポイント（他社運営）は付与時に運営会社への支払として処理し自社ポイントと区別。2.商品券・ギフトカード（前払式支払手段）：発行額を契約負債とし、非行使部分（breakage）を見積り収益化。3.返品権付販売：返金負債及び返品資産を計上。4.売上割戻（リベート）：変動対価として取引価格から控除し返金負債等で処理。変動対価の見積りは期待値法または最頻値法＋変動対価の見積りの制限による。

チェック観点：・廃止された引当金用語（ポイント引当金／返品調整引当金／売上割戻引当金／リベート引当金）を用いない・自社ポイントと共通ポイントを区別・変動対価は期待値法/最頻値法＋見積りの制限で記述
前年比・整合：契約負債残高（ポイント・商品券）の前年比、失効率の見積り変更の有無を確認。

リース

N15 リース関係

【記載済】 XBRL: 連結: jpcrp_cor:NotesLeasesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesLeasesFinancialStatementsTextBlock（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：ファイナンス・リース（リース資産の内容・減価償却方法、リース債務返済予定）、オペレーティング・リース（解約不能の未経過リース料）。新リース基準（第 34 号）を早期適用する場合はその旨と使用権資産・リース負債の状況（企業会計基準第 13 号・第 34 号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=省略可／短信=非該当

記載ドラフト：1.ファイナンス・リース：店舗設備等のリース資産の内容と減価償却方法（リース期間定額法）、リース債務の返済予定額。2.オペレーティング・リース：店舗賃借に係る解約不能の未経過リース料（1 年内／1 年超）。3.新リース基準（企業会計基準第 34 号）は当連結会計年度において早期適用していない（未適用基準の名称・適用予定時期・影響評価は N02 に記載し本注記に埋め込まない）。

チェック観点：・第 34 号未適用時の基準名・適用予定時期・影響評価は N02 に記載しリース注記に埋め込まない・第 34 号は 2027 年 4 月 1 日以後開始年度から原則適用（早期適用可）。適用時期は事実に基づき記載・計算書類では省略可

前年比・整合：未経過リース料・リース債務の前年比、店舗賃借契約の増減を確認。

資産除去債務

N16 資産除去債務関係 【要検討】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesAssetRetirementObligationsConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesAssetRetirementObligationsFinancialStatementsTextBlock（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：概要（賃借店舗の原状回復義務・設備除去義務等）と算定方法（割引率・見込期間）、期首末残高の増減（取得に伴う増加・時の経過による調整額・履行による減少）（企業会計基準第 18 号／財規 8 条の 28）。

該当性：有報連結=条件付（計上時）／有報個別=省略可（連結で記載の場合）／計算書類=非該当／短信=非該当

記載ドラフト：賃借店舗の不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務及び定期借地に係る除去義務等について資産除去債務を計上。算定は割引率〇%、支出発生までの見込期間〇年。期首残高、有形固定資産の取得に伴う増加額、時の経過による調整額、履行による減少額、期末残高を記載。

チェック観点：・店舗の原状回復義務があるため計上が想定される（重要な会計方針・見積り注記との整合を確認）・金融商品関係等とは別建て（財規 8 条の 28）・有報個別は連結で記載の場合に省略可

前年比・整合：店舗の出退店に伴う残高増減を前年比で確認。

偶発債務

N17 偶発債務・保証債務 【記載済】 XBRL: 貸借対照表関係注記の一部として記載=連結:

jpcrp_cor:NotesConsolidatedBalanceSheetTextBlock／個別: jpcrp_cor:NotesBalanceSheetTextBlock。保証債務の詳細要素は

jpcrp_cor:NotesRegardingGuaranteeObligationsTextBlock（連結・個別で要素名は分かれず、XBRL コンテキストで区別）（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：債務保証（保証予約含む）の内容・相手先・金額、係争事件に係る偶発債務、受取手形の割引・裏書譲渡高（財規 58 条／会社計算規則 103 条）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=要／短信=非該当

記載ドラフト：債務保証（子会社・取引先の借入等に対する保証、保証予約含む）の相手先・金額を記載。係争事件に係る損害賠償義務等の偶発債務の有無、受取手形の割引・裏書譲渡高の有無を確認し、該当がない場合はその旨を記載。

チェック観点：・該当がない場合もその旨を確認し独立行で記載（他注記と混ぜて丸めない）・計算書類でも要（会社計算規則 103 条）

前年比・整合：保証残高・係争事件の前年比を確認。

後発事象

N18 重要な後発事象 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesSignificantEventsAfterReportingPeriodConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesSignificantEventsAfterReportingPeriodFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：決算日後に発生し翌年度以降の財政状態・経営成績に重要な影響を及ぼす事象。修正後発事象／開示後発事象の区分と内容・金額（財規8条の4／会社計算規則）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=要／短信=要

記載ドラフト：決算日後の重要な事象（新規出店・店舗閉鎖、企業結合、資金調達、大口取引先の状況変化等）の有無を検討。該当する事象がある場合は修正後発事象／開示後発事象の区分を明示し内容・金額を記載。該当がない場合はその旨を記載。

チェック観点：・修正後発事象と開示後発事象を区分・計算書類・短信でも要

前年比・整合：前年度の後発事象の当期実現状況を確認。

継続企業

N19 継続企業の前提に関する注記 【非該当】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesUncertaintiesOfEntitysAbilityToContinueAsGoingConcernConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesUncertaintiesOfEntitysAbilityToContinueAsGoingConcernFinancialStatementsTextBlock（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象・状況の存否を検討。存在する場合は事象/状況の内容、対応策、重要な不確実性が認められる旨とその理由（財規8条の27／監査基準）。

該当性：有報連結=条件付／有報個別=条件付／計算書類=条件付／短信=条件付

記載ドラフト：当連結会計年度において継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象又は状況は認められない（該当性の検討自体は全社が実施）。重要な不確実性が認められる場合は事象・状況、対応策、不確実性が認められる旨とその理由を記載。

チェック観点：・重要な不確実性が認められる場合に注記（検討は全社が実施）・各様式とも条件付（該當時に記載）

前年比・整合：前年度の該当有無を確認。

キャッシュ・フロー

N20 連結キャッシュ・フロー計算書関係 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfCashFlowsTextBlock／個別: 通常は非該当（連結財務諸表を作成する場合、個別のキャッシュ・フロー計算書は作成しない。作成する場合は jpcrp_cor:NotesStatementOfCashFlowsTextBlock）（2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認。注記要素は jppfs ではなく jpcrp 名前空間）

開示要求：現金及び現金同等物の期末残高と連結BS科目との関係（範囲）、重要な非資金取引、株式取得/売却による収支の内訳（連結CF作成基準／連結財務諸表規則）。

該当性：有報連結=要／有報個別=非該当／計算書類=非該当／短信=省略可

記載ドラフト：現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表上の現金及び預金との関係（預入期間3か月超の定期預金を除く等）を記載。重要な非資金取引（ファイナンス・リースによる資産取得等）、子会社株式の取得・売却による収支の内訳（該当時）を記載。

チェック観点：・連結子会社ありのため必須で専用行に立てる・現金及び現金同等物の範囲を明記・短信では省略可

前年比・整合：現金同等物の範囲・残高の前年比を確認。

包括利益

N21 包括利益に関する注記 【記載済】 XBRL: 連結: 2 計算書方式=

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfComprehensiveIncomeTextBlock／1 計算書方式=

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfComprehensiveIncomeSingleStatementTextBlock（採用方式で要素が変わる）。個別: 該当要素なし（個別財務諸表に包括利益計算書は無い）（2026年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：その他の包括利益の内訳項目ごとの金額（その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益・為替換算調整勘定・退職給付に係る調整額等）、組替調整額及び税効果額（企業会計基準第25号）。

該当性：有報連結=要／有報個別=非該当／計算書類=非該当／短信=省略可

記載ドラフト：その他の包括利益の内訳項目（その他有価証券評価差額金、退職給付に係る調整額等）ごとの当期発生額・組替調整額（当期純利益へのリサイクリング）・税効果額・税効果調整後の金額を記載。

チェック観点：・連結財務諸表を作成するため必須。OCI項目（評価差額金・退職給付調整額等）が本文に登場するのに本注記行が欠落する状態を作らない・N08（退職給付）・N05（金融商品）とOCI項目を整合

前年比・整合：OCI各項目の前年比、組替調整額の推移を確認。

損益

N22 固定資産の減損損失（損益計算書関係） 【記載済】 XBRL: 損益計算書関係注記の一部として

記載=連結: jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfIncomeTextBlock（1 計算書方式の場合は

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfComprehensiveIncomeSingleStatementTextBlock）／個別:

jpcrp_cor:NotesStatementOfIncomeTextBlock。減損損失の詳細要素は jpcrp_cor:NotesRegardingImpairmentLossTextBlock（連結・個別で要素名は分かれず、XBRL コンテキストで区別）（2026年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：減損損失を認識した資産（グループ）の用途・種類・場所、グルーピング方法、金額（種類別内訳）、回収可能価額の算定方法（正味売却価額/使用価値・割引率）。セグメントとの数値整合（減損会計基準/適用指針第6号）。

該当性：有報連結=条件付（認識時）／有報個別=省略可／計算書類=非該当／短信=非該当

記載ドラフト：店舗を資産グルーピングの最小単位とし、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗等について減損の兆候を把握。割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識し回収可能価額まで減額。当連結会計年度の減損損失計上額〇百万円（店舗の建物・構築物・リース資産等の種類別内訳）。回収可能価額は主として使用価値（割引率〇%）または正味売却価額により測定。

チェック観点：・損益計算書関係の独立注記（見積り注記 N03・セグメント注記 N12 では代替不可）・報告セグメント別の減損損失関連情報と N12・N03 を数値整合・認識がない場合も減損兆候の検討に触れる会社は該当性の行を立てる

前年比・整合：減損計上店舗数・金額の前年比、グルーピング方法の継続性を確認。

N26 損益計算書関係（消化仕入・本人代理人・リベート区分）【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfIncomeTextBlock（1 計算書方式の場合は

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfComprehensiveIncomeSingleStatementTextBlock）／個別:

jpcrp_cor:NotesStatementOfIncomeTextBlock（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：消化仕入（売上仕入）の本人/代理人判定に基づく総額/純額表示、リベート（仕入割戻・販売奨励金・物流センターフィー）の区分、販売費及び一般管理費の主要費目（財規）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=省略可／短信=省略可

記載ドラフト：消化仕入は主たる責任・在庫リスク・価格決定権等の指標を総合的に勘案して本人/代理人を判定し、代理人取引は純額（手数料相当額）、本人取引は総額で表示。リベートは仕入割戻・販売奨励金・物流センターフィーを区分して処理（売上割戻=変動対価は取引価格から控除し返金負債等で処理）。販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額を記載。

チェック観点：・本人/代理人判定は指標の総合勘案で記述（N01・N13 と整合）・売上割戻は変動対価（返金負債）で記述し廃止された引当金用語を用いない

前年比・整合：消化仕入割合・リベート区分の前年比を確認。

条件付該当性

N23 条件付注記の該当性確認（賃貸等不動産・企業結合等・担保提供資産・研究

開発費等）【要検討】 XBRL: 該当が生じた注記ごとに専用の要素へ振り分ける。賃貸等不動産=連結:

jpcrp_cor:NotesRealEstateForLeaseEtcConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesRealEstateForLeaseEtcFinancialStatementsTextBlock。企業結合等=連結:

jpcrp_cor:NotesBusinessCombinationsConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesBusinessCombinationsFinancialStatementsTextBlock。担保提供資産=

jpcrp_cor:NotesRegardingPledgedAssetsTextBlock（貸借対照表関係注記の詳細要素・連結/個別はコンテキストで区別）。研究開発費=

jpcrp_cor:ResearchAndDevelopmentExpensesIncludedInGeneralAndAdministrativeExpensesAndManufacturingCostForCurrentPeriodTextBlock（損益計算書関係注記の詳細要素）。追加情報=連結:

jpcrp_cor:NotesAdditionalInformationConsolidatedFinancialStatementsTextBlock／個別:

jpcrp_cor:NotesAdditionalInformationFinancialStatementsTextBlock（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：賃貸等不動産の時価等（第 20 号）・企業結合等関係（第 21 号）・共通支配下取引・担保提供資産と対応債務・研究開発費総額・見積りの変更・追加情報（財規 8 条の 5）の該当有無を判定し、該当なしもその旨を記載。

該当性：有報連結=条件付／有報個別=条件付／計算書類=非該当／短信=非該当

記載ドラフト：（1）賃貸等不動産（第 20 号）：投資目的の賃貸不動産の保有有無を判定。該当ある場合は独立注記に昇格。（2）企業結合等関係（第 21 号）・共通支配下の取引等：当期の該当有無を判定。（3）担保に供している資産（工場財団抵当等）と対応する債務の有無。（4）研究開発費の総額（一般管理費及び当期製造費

用に含まれる額)の該当有無。(5)会計上の見積りの変更・追加情報(財規8条の5)の該当有無。各項目について該当なしの場合もその旨を記載。

チェック観点:・網羅性の証明のため該当性確認の行自体を必ず立てる・該当がある項目は独立の注記行に昇格させる

前年比・整合:前年度の企業結合・担保提供の有無を確認。

純資産

N24 株主資本等変動計算書関係 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesConsolidatedStatementOfChangesInEquityTextBlock/個別: jpcrp_cor:NotesStatementOfChangesInEquityTextBlock
(2026年版 EDINET タクソノミ (jpcrp_cor 2025-11-01) で実在確認)

開示要求:発行済株式・自己株式の種類及び数の増減、配当に関する事項(二段構え:①当期中に効力発生日が到来した配当②基準日が当期・効力発生日が翌期の配当)、新株予約権の目的株式数(企業会計基準第6号)。

該当性:有報連結=要/有報個別=要/計算書類=要/短信=省略可

記載ドラフト:1.発行済株式の種類・総数の増減、自己株式の種類・数の増減。2.配当に関する事項:①当期中に効力発生日が到来した配当の支払額(前期基準日分を含む)②基準日が当期に属し効力発生日が翌期となる配当(1株当たり配当額・基準日・効力発生日)。3.新株予約権の目的となる株式の数(該当時)。

チェック観点:・配当は二段構えで記載し『配当は基準日の属する期に記載』という一律ルールは書かない・計算書類でも要/短信は省略可

前年比・整合:配当額・自己株式取得の前年比を確認。

棚卸資産

N25 棚卸資産関係(売価還元法・簿価切下げ) 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesInventoriesConsolidatedFinancialStatementsTextBlock/個別: jpcrp_cor:NotesInventoriesFinancialStatementsTextBlock
(2026年版 EDINET タクソノミ (jpcrp_cor 2025-11-01) で実在確認)

開示要求:棚卸資産の評価基準・方法(売価還元法による原価法)、収益性の低下による簿価切下げ額(企業会計基準第9号)。小売業特有のロス管理(不明ロス・廃棄ロス・値引ロス)の把握。

該当性:有報連結=要(損益計算書関係の簿価切下げ額)/有報個別=要/計算書類=重要な会計方針で言及/短信=省略可

記載ドラフト:商品は売価還元法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価。当連結会計年度に計上した収益性低下による簿価切下げ額(売上原価に含まれる額)を記載。不明ロス・廃棄ロス・値引ロスの管理状況をJ-SOX(店舗現金管理・棚卸立会・循環棚卸)と併せて確認。

チェック観点:・取得原価と正味売却価額を比較し収益性低下時は正味売却価額まで切下げ(第9号)・評価基準は重要な会計方針(N01)と整合

前年比・整合:在庫回転率・滞留在庫・簿価切下げ額の前年比を確認。

貸借対照表

N27 貸借対照表関係（担保資産・差入保証金・区分表示） 【記載済】 XBRL: 連結:

jpcrp_cor:NotesConsolidatedBalanceSheetTextBlock／個別: jpcrp_cor:NotesBalanceSheetTextBlock。担保提供資産の詳細要素は jpcrp_cor:NotesRegardingPledgedAssetsTextBlock（連結・個別で要素名は分かれず、XBRL コンテキストで区別）（2026 年版 EDINET タクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）で実在確認）

開示要求：担保に供している資産及び対応する債務、店舗賃借に係る差入保証金・敷金、有形固定資産の減価償却累計額の注記表示等（財規）。

該当性：有報連結=要／有報個別=要／計算書類=要／短信=省略可

記載ドラフト：担保に供している資産（該当時）と対応する債務、店舗賃借に係る差入保証金・敷金の内容、有形固定資産の減価償却累計額の記載方法（直接控除注記方式等）を記載。該当がない項目はその旨を記載。

チェック観点：・担保提供資産は N23 の該当性確認と整合（該当時は本行で独立記載） ・計算書類でも要（会社計算規則）

前年比・整合：担保提供資産・差入保証金の前年比を確認。

2. 開示チェックリスト

領域	チェック項目	根拠	判定	留意
網羅性	必須注記が各々独立した専用行で立っているか （重要な会計方針／会計方針の変更・未適用基準／見積り／税効果／金融商品／有価証券／デリバティブ／退職給付／ストック・オプション／関連当事者／1 株当たり／セグメント／収益認識（基礎・分解・契約残高・残存履行義務）／収益認識（契約負債）／リース／資産除去債務／偶発債務／後発事象／継続企業／連結 CF／包括利益／減損損失／条件付該当性／株主資本等変動計算書／棚卸資産／損益／貸借対照表）	知識マスタ必須注記一覧／各会計基準	OK	注記は全 27 行。退職給付（N08）・偶発債務/保証債務（N17）・収益認識（N13+N14）を丸め込まず専用行で保持。収益認識はフルセット（分解／契約資産・契約負債／残存履行義務）を記載。
様式別要否	各注記に有報連結／有報個別／計算書類（個別注記表）／短信の要否が明示され、有報連結の一本調子になっていないか	会社計算規則 98 条系／財規・連結財規／短信様式	OK	全 27 注記の applicability に 4 様式の要否を記載。個別注記表の省略軸は『非公開かつ会計監査人非設置』（98 条 2 項 1 号）で判定し、公開会社は非設置でも税効果・金

領域	チェック項目	根拠	判定	留意
				融商品・関連当事者・1株当たりは記載。
単体簡素化	有報個別の要否に『連結で記載の場合は省略可』が明記されているか（有価証券・デリバティブ・資産除去債務等）	財規（単体開示の簡素化）	OK	N06・N07・N16に単体簡素化による省略可を明記。
収益認識	収益認識注記が分解情報／契約資産・契約負債（期首末残高・当期認識額）／残存履行義務のフルセットで記載されているか	企業会計基準第29号第80-20項～第80-24項	OK	N13でフルセット記載。残存履行義務の便法出典は第29号本体（第80-22・80-24項）で引用し『適用指針80-21項』とはしない。
用語ガード	廃止された引当金用語（ポイント引当金／返品調整引当金／売上割戻引当金／リベート引当金）を注記本文・税効果一時差異に出していないか	企業会計基準第29号	OK	自社ポイント＝契約負債、返品権付販売＝返金負債・返品資産、売上割戻＝変動対価（返金負債）で記述（N04・N13・N14・N26）。
用語ガード	変動対価の見積りを期待値法/最頻値法＋見積りの制限で記述し『実現可能性限度法』を用いていないか	企業会計基準第29号	OK	N14で期待値法または最頻値法＋変動対価の見積りの制限と記述。
リース	新リース基準（企業会計基準第34号）の未適用基準開示がN02に集約され、リース関係注記に埋め込まれていないか	企業会計基準第34号／財規8条の3の3	OK	N02に名称・概要・適用予定時期（2028年3月期）・影響評価を記載。N15には未適用基準を埋め込まず、早期適用の有無のみ言及。
退職給付	退職給付の確定給付4開示（(a)～(d)）が転記可能な行として立ち、連結/個別で未認識項目の取扱いを書き分けているか	企業会計基準第26号	OK	N08で4開示を記載。連結はOCI認識のため調整表に未認識項目は生じない旨、未認識が残るのは個別・原則法のみと書き分け。従業員を相当数抱えるため専用行を維持。
有価証券評価	重要な会計方針の有価証券評価が現行文言（市場価格のない株式等以外のもの＝時価法）で記述され旧二分法・旧定型句を用いていないか	金融商品会計基準／時価算定会計基準	OK	N01で現行文言。売却原価は移動平均法。
B/S科目名	退職給付のB/S科目名を連結＝退職給付に係る負債／個別＝退職給付引当金で書き分け、文書内で混在させていないか	企業会計基準第26号	OK	N01・N08で書き分けを明記。

領域	チェック項目	根拠	判定	留意
税効果	第 28 号の追加開示（評価性引当額の内訳・重要な変動、繰越欠損金の繰越期限別内訳と回収可能理由）が記載されているか	企業会計基準第 28 号	OK	N04 で区分表示・追加開示①②・税率差異内訳・会社分類を記載。
金融商品	時価レベル別内訳とレベル 3 の要否（詳細開示か『該当なし』か）、市場価格のない株式等の取扱いが中途半端になっていないか	企業会計基準第 30 号／適用指針第 19 号	要確認	レベル 3 残高の有無を確認し N05 で『該当なし』か詳細開示かを確定。市場価格のない株式等はレベル 3 に混同しない。
相互整合	デリバティブ利用・資産除去債務計上の事実断定と N07・N16 の status が整合しているか	財規 8 条の 8・8 条の 28	要確認	N07（デリバティブ）は会社実態未確認のため条件付で保持。N16（資産除去債務）は店舗原状回復義務があり計上想定だが金額確定待ちで『要検討』。N05 でデリバティブ利用を断定する場合は N07 を非該当放置しない。
減損	固定資産の減損損失が損益計算書関係の独立注記として立ち、見積り注記・セグメント注記と数値整合しているか	固定資産の減損に係る会計基準／適用指針第 6 号	OK	N22 で独立注記。N03（見積り）・N12（セグメント別減損）と数値整合を要確認。相互参照の注記番号を N22 に統一（旧ドラフトの N23 誤参照を修正）。
包括利益	連結で OCI 項目が本文に登場するのに包括利益注記行が欠落していないか	企業会計基準第 25 号	OK	N21 で内訳・組替調整額・税効果額を記載。N08・N05 の OCI 項目と整合。
1 株当たり	潜在株式非存在と希薄化効果なしを書き分けているか	企業会計基準第 2 号	OK	N11 で(イ)非存在・(ロ)希薄化効果なしの文言を書き分け。連結注記表では省略不可。
株主資本等変動	配当に関する事項が二段構え（効力発生日到来分／基準日当期・効力発生日翌期分）で記載されているか	企業会計基準第 6 号	OK	N24 で二段構え。『配当は基準日の属する期に記載』という一律ルールは書かない。
関連当事者	区分に『役員近親者等』の行があり、開示対象外の役員報酬等を取引例示に用いていないか。IPO 論点（特別利害関係者・経営者保証）に言及しているか	企業会計基準第 11 号	OK	N10 で区分網羅、例示は役員からの借入・債務被保証等。経営者保証・担保提供の解消方針に言及。

領域	チェック項目	根拠	判定	留意
該当性確認	賃貸等不動産・企業結合等・担保提供資産・研究開発費・追加情報等の該当性確認行が立っているか	企業会計基準第20号・第21号／財規8条の5	OK	N23で該当性確認行を設置。該当項目は独立注記に昇格（担保提供はN27とも整合）。
XBRL	全注記のXBRL欄が2026年版EDINETタクソノミ（jpcrp_cor 2025-11-01）に実在する要素名と一致しているか	EDINET タクソノミ	OK	全27行を金融庁公表のタクソノミ要素リストと照合。注記要素は末尾TextBlockまで含む正式名で連結・個別を併記し、偶発債務・減損・担保は貸借対照表関係／損益計算書関係の注記要素と詳細要素を併記。該当要素なしは包括利益の個別のみ。
継続企業	継続企業の前提の該当性検討が全社で行われ、重要な不確実性がある場合のみ注記する扱いになっているか	財規8条の27／監査基準	OK	N19で検討済・重要な疑義なし（該当なし）。該当時の記載事項を準備。
連結CF	連結子会社ありのため連結キャッシュ・フロー計算書関係が専用行で立ち、現金及び現金同等物の範囲が明記されているか	連結CF作成基準／連結財規	OK	N20で範囲・非資金取引・株式取得売却の収支内訳を記載。
注記数整合	overview・conclusionの注記数言及が実際の行数（27行）と一致しているか	本パッケージ内部整合	OK	注記27行で一致。固定数（『必須16注記』等）を書いていない。
相互参照整合	注記本文・checkpointsの相互参照番号（減損＝N22等）が実際の注記IDと一致しているか	本パッケージ内部整合	OK	N03・N12の減損参照を『N22』に統一（旧ドラフトのN23誤参照を修正）。N23は条件付該当性確認行で減損とは別建て。

3. 総合所見

本ドラフトは、サンプル小売株式会社（2026年3月期・連結子会社あり）の有価証券報告書（連結・個別）及び会社法計算書類（個別注記表）を対象に、必須注記を各々専用行として27行立て、様式別要否（有報連結／有報個別／計算書類／短信）を全注記に付した。引受審査・開示検査の観点で必須注記の丸め込みを点検した結果、退職給付（N08）・偶発債務/保証債務（N17）・収益認識（N13基礎/分解/契約残高/残存履行義務＋N14契約負債）・関連当事者（N10）・セグメント（N12）・税効果（N04）・金融商品（N05）はいずれも独立した専用行として存在し、『該当性チェック』1行

への丸め込みは無い。小売業の中心論点である収益認識（自社ポイント・商品券＝契約負債、消化仕入の本人/代理人判定、返品権付販売＝返金負債・返品資産、売上割戻＝変動対価）は N13 でフルセット、N14 で契約負債の詳細を補完。店舗使用权に係るリースは N15、新リース基準（企業会計基準第 34 号）の未適用基準開示は N02 に集約、店舗減損は N22 の独立注記で N03・N12 と数値整合を図る。今回の磨き込みで、N03・N12 の減損相互参照番号を実際の注記 ID（N22）に統一し（旧ドラフトの N23 誤参照を修正）、相互参照整合のチェック行（C24）を追加した。廃止済みの引当金用語（ポイント／返品調整／売上割戻引当金）は使用せず、旧・工事契約関連基準・IFRS 基準番号も準拠根拠に用いていない。残提出前の確認事項は、①金融商品の時価レベル 3 の要否確定（C12）、②デリバティブ利用・資産除去債務計上の実態確認と N07・N16 の status 確定（C13）、③ストック・オプション付与有無（N09）、④有価証券・条件付該当性（N06・N23）の実態確認である。これらを会計士レビューで確定のうえ、各様式間の数値一致と XBRL 詳細タグ付け（表内数値・ディメンション）の設計を経て最終化する。